関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第四条の規定を適用しないものとした場合に当該特定教育・保育施設等を利用できないこととなるものの数の合計数が百人以上であること。 (1)・(2)　略	(1)・(2)　同上
(3)　児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第六条の三第九項から第十二項まで又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（事業実施補助を受けているものに限る。）を利用している子ども (4)　略	(3)　児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（事業実施補助を受けているものに限る。）を利用している子ども (4)　同上
(5)　育児休業中である教育・保育給付認定保護者（特定教育・保育施設等の利用が可能となった場合に就業する予定であると認められる者を除く。）の子ども (6)　子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第一条の五第六号に規定する求職活動を継続的に行っていることを事由として子ども・子育て支援法第二十条第一項及び第三項の認定を受けた教育・保育給付認定保護者であって、当該求職活動を継続的に行っていないと認められるものの子ども	[号の細分を加える。]
ロ　[略]	ロ　[同上]
二　[略]	二　[同上]
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第九号
農林水産省令第九号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、農業信用保証保険法施行規則等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年八月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉
農林水産大臣　野上浩太郎

農業信用保証保険法施行規則等の一部を改正する命令

（農業信用保証保険法施行規則の一部改正）

第一条　農業信用保証保険法施行規則（昭和四十一年大蔵省農林省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（決算報告） **第八条**　法第五十三条の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。 一　債権の取立て、資産の処分その他の行為によつて得た収入の額 二　債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額 三　残余財産の額（支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額） 四　出資一口当たりの分配額	（新設）